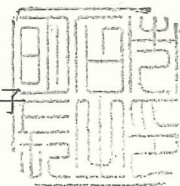


明石市告示第 94 号

2025年(令和7年)3月31日

明石市長 丸谷 聡子



あかし斎場旅立ちの丘の使用料等に係る収納事務委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定によりあかし斎場旅立ちの丘の使用料等に係る収納事務を指定管理者に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

記

1 委託を受けた者

富士建設工業・日本管財共同事業体

代表団体 新潟県新潟市北区島見町3307番地16

富士建設工業株式会社

代表取締役 鳴海 利彦

2 委託した事務

あかし斎場旅立ちの丘の使用料等に係る収納事務

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

~ 4/14